

宮崎県PTA連合会規約

第1章 名称及び事務局

第1条 この会は、宮崎県PTA連合会という。

第2条 この会の事務局は、宮崎市に置く。

第2章 目的及び方針

第3条 この会は、小学校及び中学校におけるPTA活動を通して、本県における社会教育、家庭教育の充実に努めるとともに、家庭、学校及び地域社会の連携を深め、児童・生徒の幸福な成長を図ることを目的とする。

第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 児童・生徒の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教を支持し又は反対することなく、あるいは専ら営利を目的とするような行為は行わない。
- (3) この会は、公私選挙の候補者を推薦しない。
- (4) この会は、自主独立のものであって、他のどのような団体又は機関の支配や干渉を受けない。
- (5) この会を構成する単位団体及び会員の自主性を尊重する。
- (6) 教育行政に干渉しない。

第3章 活動及び事業

第5条 この会は、第3条の目的を達成するため、前条の方針に従い次の活動及び事業を行う。

- (1) 市・郡PTA(連絡)協議会(以下「市・郡協議会」という。)並びに単位PTA相互の連絡提携、情報の交換に努める。
- (2) 社会教育、家庭教育及びPTA活動に関する調査・研究を行い、その普及に努める。
- (3) 市・郡協議会及び単位PTAの要請に応えるため、関係機関との連携を密にし、教育上の問題解決を図る。
- (4) 生涯学習活動を推進し、会員意識の向上を図るため、研修会、講演会、研究大会を開催する。
- (5) 機関紙、資料及び図書を発行し、又は優良図書等を推薦する。
- (6) この会の目的に沿い顕著な業績をあげた団体、個人を顕彰する。
- (7) PTA会員(賛助会員を含む)及び児童・生徒・会員の同居の親族・事前登録したボランティアのPTA活動従事中の傷害・賠償事故に対応するために、PTA活動保険に加入し、本県PTA活動の円滑な運営を図る。
- (8) PTA会員がPTA活動従事中に傷害死亡に該当しない心不全等で発作をおこし、その日から30日以内に死亡した場合は、社会通念上の範囲で弔慰金を支給する。詳細については別に定める。
- (9) その他この会の目的達成に必要な事業を行う。

第4章 組織

第6条 この会は、市・郡協議会に属するPTAの会員を持って組織する。

2 本会の目的及び方針に賛同し、宮崎県PTA連合会から加入を認められた者を賛助会員という。賛助会員はPTA活動保険に加入することができる。

3 本会は、その目的を同じくする関係組織(公益社団法人日本PTA全国協議会及び九州ブロックPTA協議会)へ加入する。

第7条 市・郡協議会は、この会の事業、活動促進の役割を担い、単位PTAとの連絡調整をし、活動促進に広域的対応を図る。

第8条 この会の会員は、会費を納めなければならない。

2 会費は、当該年度の総会で議決された予算の定めるところによるものとし、当該年度における5月1日現在の単位PTA会員の世帯数で、宮崎県PTA連合会に納入する。

第5章 総会及び理事会

第9条 総会は、役員及び代議員で構成され、この会の最高議決機関である。

2 代議員数は、市・郡協議会ごとに会員の中から、理事会において決定された別表により選出されるものとし、うち1名は教職員会員から選ぶものとする。

- 第10条 総会は、定期及び臨時に開催する。
2 定期総会は、毎年5月に開催し、臨時総会は理事会が必要と認めたとき又は代議員の5分の1以上の要求があったとき開催する。
- 第11条 総会は、次の事項を審議決定する。
(1) 規約の改廃
(2) 年間スローガン、基本方針、活動計画、事業計画
(3) 予算及び決算
(4) 役員を選任
(5) その他必要と認めた事項
- 第12条 総会は、構成員の3分の2以上の出席（又は委任状）がなければ議事を開き決議することはできない。
2 地震、風水害他、定期総会を開催することが困難な状況が生じた場合は、書面で議決することができる。
- 第13条 総会の議事は、出席者の過半数で決める。
- 第14条 総会の議長は、その都度総会で選出する。
- 第15条 理事会は、理事、役員で構成し、次の事項を審議決定する。
(1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会より委任された事項
(3) 会務運営に関する事項
(4) 諸規定の設定、変更に関する事項
(5) その他の団体の設立発起人となり設立準備会の議事に同意すること
(6) その他会務運営に必要と認めた事項
- 第16条 理事会は、構成員の2分の1以上出席しなければ、その議事を開き議決することはできない。
- 第17条 理事会の議事は、出席者の過半数で決める。

第6章 役員・理事及び顧問

- 第18条 この会の役員・理事は、次のとおりとする。
(1) 会長1名
(2) 副会長6名以上（うち1名は県PTA研究大会開催地市郡PTA（連絡）協議会長とする。）
(3) 理事若干名
(4) 顧問若干名
- 第19条 会長・副会長は、理事の中から総会で選出することを原則とする。
2 前項の規定によらない場合は、現に児童又は生徒が小学校又は中学校に在籍する単位PTAの会員で、各市・郡協議会の役職者又は役職経験者も選出の対象とすることができる。
3 会長・副会長の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第20条 会長の職務は、次のとおりとする。
(1) 会長は、会を代表し会務を統括する。
(2) 総会及び理事会を招集する。
(3) 理事会の承認を得て特別委員を委嘱し、事務職員を任命することができる。
- 第21条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 第22条 理事は、各市・郡協議会長及び教職員代表若干名をこれに充てる。ただし、理事は、理事会の決議により各市・郡協議会長以外からも選出することができる。その場合、各市・郡協議会からの理事数は会長を含めて2名までとする。
2 教職員代表理事は、総会において選出する。
3 理事の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第23条 顧問は、理事会の議決を経て会長がこれを委嘱する。
2 顧問の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第24条 この会に顧問会議を置き、会の運営上重要な事項について会長の諮問に応じて研究協議し、意見を述べることができる。
2 顧問会議は、別に定める顧問会議設置要綱により運営する。

第7章 役員会及び専門委員会

- 第25条 この会に役員会を置く。
(1) 役員会は県PTA連合会の会長、副会長で構成し、会長の指示があるときは、事務局職員はその会に出席し、事務をとることができる。
(2) 役員会では次の事項を審議決定する。
① 理事会に付議すべき事項
② 総会、理事会より委任された事項
③ その他日常の会務運営に必要と認めた事項

第26条 この会に次の委員会を置く。

- (1) 総務委員会・・・総務、財政、災害補償、広報等に関すること。
- (2) 事業・研修委員会・・・新規事業等に関すること。研修、研究大会、家庭教育、青少年健全育成、保健、給食等に関すること。

第27条 委員会の委員は理事をもって充て、会長が委嘱する。必要がある場合は、当該委員会の承認を得て学識経験者を会長が委嘱する。

- 2 委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 委員会は、委員長1名、副委員長1名を互選する。

第28条 委員会は、それぞれ所掌事項について調査研究し、理事会に提案するほか、この会の主催する各種事業の立案及び実施に協力する。

第29条 特に専門的な事項について調査研究する必要があるときは、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 3 専門委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 専門委員は、要請により各種会議に出席して意見を述べるができる。

第8章 事務局

第30条 この会に事務局を置き、次の事務局職員を置く。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務職員 若干名

第31条 事務局職員は、会長の指示に従って次の職務を行う。

- (1) 総会及び理事会の議事並びにこの会の活動に関する重要事項の記録
- (2) 記録、その他の書類の保管
- (3) 庶務、会計事務
- (4) この会の財産の保管

第9章 監査委員

第32条 この会の業務を監査するため、監査委員3名を置く。

第33条 監査委員は、代議員の中から総会において選任する。任期は1年とする。

第34条 監査委員は、必要に応じ、業務及び会計を監査することができる。

- 2 監査委員は、必要と認めるときは、理事会に出席し意見を述べるができる。

第10章 経費

第35条 この会の活動に必要な経費は、会費、補助金、分担金、寄付金及びその他の収入によって賄われる。

第36条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第37条 この会の決算は、監査委員の監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

第38条 この会の会計年度は、4月1日から始まり翌年の3月31日に終わる。

第11章 個人情報の取扱い

第39条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

- 附則1 この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、理事会の議決を経て定めることができる。
- 2 理事会は、細則を制定し又は改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。
- 3 この規約は、総会において出席者の3分の2以上が賛成しなければ改正することができない。
- 4 この規約は、昭和34年6月5日改正し施行する。
- 附則 この規約中第8条の2は、昭和37年6月5日に改正し、昭和38年6月1日から施行する。
- 附則 この規約中第8条の1は、昭和39年5月29日に改正し、昭和40年6月1日から施行する。
- 附則 この規約中第13条は、昭和42年6月12日に改正し、昭和43年6月1日から施行する。
- 附則 この規約中第2条、第8条の1は、昭和44年6月13日に改正し、昭和44年6月13日から施行する。
- 附則 この規約第1条「この会は、宮崎県PTA連絡協議会という。」を「この会は、宮崎県PTA協議会という。」に昭和53年6月22日に改正し、昭和53年6月22日から施行する。
- 附則 この規約中第9条、第14条、第17条を昭和54年6月26日に改正し、昭和54年6月26日から施行する。
- 附則 この規約は、昭和55年6月18日に全面改正し、昭和55年6月18日から施行する。
- 附則 この規約中第34条を昭和56年6月16日に改正し、昭和56年6月16日から施行する。
- 附則 この規約中第25条を昭和58年6月20日に改正し、昭和58年6月20日から施行する。附則 この規約中第10条第2項を昭和62年5月25日に改正し施行する。
- 附則 この規約中第1条「この会は、宮崎県PTA協議会という。」を「この会は、宮崎県PTA連合会という。」に平成元年5月26日に改正し、平成元年5月26日から施行する。
- 附則 この規約中第19条第2項を平成13年5月21日に改正し施行する。
- 附則 この規約中第9条第2項を、第22条第1項を平成18年5月24日に改正し施行する。
- 附則 この規約中第9条第2項を、第25条を平成19年5月23日に改正し施行する。
- 附則 この規約中第18条第2項を平成20年5月31日に改正し施行する。
- 附則 この規則の第5条、第6条、第8条を平成21年2月15日に改正し、平成21年4月1日より施行する。
- 附則 この規則の第9条、第18条、第22条、第26条を平成26年5月24日に改正し施行する。
- 附則 この規則の第18条を平成27年5月30日に改正し施行する。
- 附則 この規則の第6条を平成28年5月28日に改正し施行する。
- 附則 この規則の第39条を平成30年5月26日に改正し施行する。
- 附則 この規則の第12条の2、第26条(4)(5)を令和3年5月29日に改正し施行する。
- 附則 この規約の第9条の2、第18条の(2)、第22条の1及び2、第26条の(1)～(4)を令和5年5月27日に改正し施行する。

設立年月日 昭和25年9月24日

事務局所在地 〒880-0803 宮崎市旭1-3-10 (婦人会館)

TEL 0985-22-3081 FAX 0985-20-9443